総務省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画

平成 24 年 5 月 16 日 総 務 省

「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、総務省業務プロセス改革計画を 別添のとおり定める。

なお、引き続き、国民の意見・要望等を聴き、手続・制度に関するニーズ、 課題等を把握するものとし、必要に応じて本計画を改定することとする。

基本様式1(手続所管府省における検討・推進体制)

総務省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画

	策定年月日 (改定年月日)	平成24年5月16日
①検討・推進体制(名称、設置年月日、構成員等)		
総務省政務三役		
総務省行政情報化推進委員会 (委員長: 0	IO(官房長))	
	連携 (秘	書房各課 書課、総務課 会計課等) 有 識 者
②その他特記事項(検討事項、検討スケジュール等)		

1

基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

					重点手続分野名	その他	
①手続名		無線局(無線局免許申請、無線局再免許申請)					
②根拠法令	·条項	電波法第6条 無線局免許手続規!	則第16条(注 再免	許申請手続のみ)			
③手続制度の概要(目的・手 続の内容)		○無線局免許申請手続 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に無線局の目的、開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、無線 設備の設置場所、電波の型式並びに希望する周波数の範囲等を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 ○再免許申請手続 無線局の再免許を受けようとする者が、免許有効期間満了前の定められた期間内において、再免許申請書に免許の番号、 免許の年月日、及び有効期間満了の日、継続開設を必要とする理由、希望する電波の型式、周波数及び空中線電力等を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。					
	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織		人・個人の別、業種	重、事業規模(資本金・従業 所用ソフト利用率、手続の頻
		個人	約480,000	なし		であり、H22年度の配	となっている。アマチュア無 5日本ハムフェアのアンケー (109サンプル)。
④想定利用 者(本人·代	本人	電気通信事業者	約120	携帯電話事業者 等	地局、携帯電話で高	額な電波利用料を	これらの事業者は、携帯基 納付している。また、多数の 独自のシステムを構築して
理人)の状況		民間企業	約79,000				で使用をしている。主利用 会社であり、大規模である。
	代理人(士業を含 む。)	無線機販売店等	約12,000		総務省への申請業務 合がある。	务を、無線機販売店	等が代理で実施している場
	その他						
⑤申請等の時期、提出期限等		申請する必要がある 〇再免許申請手続 再免許の申請は免	は、随時、免許人が 定められていないが る。 許の有効期間満了前	、無線局の開設前前3ヶ月以上、6ヶ月	に無線局免許状の交 目を超えない期間内に	実施。(ただし、ア	あるため、それを考慮して マチュア無線局は免許の有 の有効期間満了前1ヶ月ま
⑥申請等の 有効期間	頻度、許認可等の	有効期間は5年(基)	本)				
	区分		対面・郵送の場合			オンライン申請の)場合
	受付窓口・申請等受 付システム名	各総合通信局窓口	(全国11ヵ所)		総務省電波利用 電	子申請・届出システ	₹.A
及び受付時間	受付時間	通常期(期間) 官庁開庁日の08: 30~17:15(郵送 可)	繁忙期(期間)同左	備考	通常期(期間) 24時間365日(シス テムメンテナンス時 は除く)	繁忙期(期間)	備考
⑧本人確認	本人申請等の場合	本人による署名又は	排 印		本人の電子署名又は のみ対象)	tID・パスワード(ID	・パスワードはアマチュア局
方法	代理人による申請等 の場合	本人及び代理人による署名及び押印		代理人の電子署名と委任状又はID・パスワード(ID・パスワードはアマチュア局のみ対象)			
⑨添付書類	本人申請等の場合	回線経路図、無線設備系統図、電源系統図 等		回線経路図、無線設備系統図、電源系統図 等		統図等	
の名称・提 出方法等	代理人による申請等 の場合	上記と同等		上記に加えて、委任状を添付			
⑩手数料	金額		再免許申請手続 円/1,950円〜12,70 よって審査事務量が		○免許申請手続/再免許申請手続 2,000円~119,600円/1,500円~8,700円 (無線局の種別等によって審査事務量が異なるため、金額に幅がある。)		
			インターネットバンキング、ATMによる納付				

		電波法第7条			電波法第7条		i
①審査基準·処分基準等(根 拠条項)							
⑫処分権者	総務大臣又は各総合通信局局長者			総務大臣又は各総合通信局局長			
①処理期間 (応答まで	標準処理期間又はこ れに準ずる期間	〇免許申請手続/再免許申請手続 1か月~6か月/1か月~3か月 (無線局の種別等によって異なる)			○免許申請手続/再免許申請手続 1か月~6か月/1か月~3か月 (無線局の種別等によって異なる)		
の期間)	平均的な処理期間	○免許申請手続/再免許申請手続 1か月~6か月/1か月~3か月 (無線局の類別等によって異なる)			〇免許申請手続/再 1か月~6か月/1か (無線局の種別等に	八月~3か月	
(無線局の種別等によって異なる) (無線局の種別等によって異なる) 郵送等で免許状を送付。(ただし、申請に不備がある場 ・				こ不備がある場合において			
⑮申請書等(理方法	の情報の保管管	紙媒体での保管			無線局データベース	への格納	
3. 回議/決裁の実施				・ 決議			
		ていると認められれに 無線局免許申請等(ハて、システムを用い	た総合的な処理・	管理を行うためのシステム。
⑪業務処理	システムの概要	無線局免許申請等に係る事務処理や無線局諸元等について、システムを用いた総合的な処理・管理を行うためのシステム。 無線局免許に関する情報をデータベース化するとともに、無線局申請等処理/周波数管理/技術計算/伝搬障害防止/無 線局監督/無線局統計/情報提供等の支援機能を有しており、無線局監理に係る行政事務の大幅な効率化、無線局免許人 等への行政サービスの向上、行政施策の企画・立案を支援することを目的としている。					
システム等 (申請等シ ステム、 バックオフィ スシステム 等を含む全	最適化計画の策 定状況	電波監理業務の業績	%・システム最適化 記	計画を平成17年度	に策定済。		
体像)の概 要	最適化計画の進 捗状況	現在は運用段階であり、最適化計画に定められた効果指標は、ほぼ達成した。平成23年度中に改定を予定している。					
				整備経費		年間の整備・運	
⑱申請等受	区分	年間運用経費(a) (千円)	整備経費(総額) (b)(千円)	当該システムの 供用年数(c)	使用年数1年当たり の整備経費(b/c)(d) (千円)	用経費(a+d) (千円)	備考(算出方法の説明等)
付システム の整備経費 及び運用経 費	22年度	311,286	1,999,581	10.75	186,008	497,294	連用経費は機器全体のうちオンライン申請のための 機器の経費が占める割合を基に、オンライン申請の ための運用経費を等出、整備整度は総削等投機のうち、オンライン申請等を受け付けるために必要なアプ リケーションの開発規模の割合で算出。
	23年度	306,955	2,398,261	10.75	223,094	530,049	運用経費は機器全体のうちオンライン申請のための 機器の経費が占める割合を割に、オンライン申請の ための運用経度を算出、整備経費は総開発規模のう ち、オンライン申請等を受け付いるために必要なアプ リケーションの開発規模の割合で算出。
	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数 (件)(b)	磁気媒体、データ 連携等ICT活用件 数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ 連携等を含むオ ンライン利用率 (%)((b+c)/a× 100)	備考
⑨申請等件	平成20年度	83,582/92,804	36,907/27,031		36.2%		免許申請手続/再免許申請手続 オンライン利用率は、免許申請手続と再 免許申請手続の件数を合算して算出
数	21年度	90,622/125,239	50,322/65,179		53.5%		免許申請手続/再免許申請手続 オンライン利用率は、免許申請手続と再 免許申請手続の件数を合算して算出
	22年度	105,117/166,355	68,563/104,599		63.8%		免許申請手続/再免許申請手続 オンライン利用率は、免許申請手続と再 免許申請手続の件数を合算して算出
	23年度	88,152/95,855	57,697/47,209		57.0%		免許申請手続/再免許申請手続 オンライン利用率は、免許申請手続と再 免許申請手続の件数を合算して算出
②磁気媒体、ラ の実態・内容	データ連携等ICT活用	申請の一部はFDによ	- って実施されている(こ	ご〈僅かな件数)。			

	手続の必要性の見直し	該当なし
	申請に必要な書類の削減・簡素化	〇無線局の開局目的の区分の簡素化 申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監理監督の観点から、無線局の目的区分の大括り化に関して、検討し結論を得 る。(規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定))
②手続・制度 等に関する課 題(利用者の 意見・要望、 事業仕分け・	申請システムの使い 勝手の向上等	〇ユーザビリティ向上のための取組 「総合無線局監理システムにおけるユーザビリティ向上計画(H22.12総務省総合通信基盤局電波部策定)」に基づき、ID・パスワード方式 による「無線局の電子申請・届出システム」を対象に、ユーザビリティテストの実施等により課題分析を行い、これを踏まえてユーザビリティ 向上のための改善を図っていく。
会計検査・予 算執行状況調 査・政策評価・ 行政評価等に	オンライン利用時に おける本人確認方法 に係る見直し	該当なし
摘は記載不要 (未改善、改	バックオフィス業務の 見直し	該当なし
善中(取組中)、改善予定や計画があるもの等は記載のこと)	経済的インセンティブ の向上等	該当なし
	広報·普及啓発	該当なし
	その他(震災対応等 を含む。)	〇無線局の免許状の管理・保管の負担軽減 無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策について検討し結論を得る。(規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定))
②備 考		

基本様式3(成果指標及び目標)

- 1 · 14	丸3 (水米11保及)		重点手続分野名		7 その他
			手続群又は手続名	無線局(無線局免詞	————————————————— 杵申請、無線局再免許申請)
区分	指標	指標の説明	(内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、その前提条件等
	電子申請による再免許申 請に要する時間の短縮率	する対応が未実施請に要する時間) 後の電子申請に要 に基づく申請時間 施の時点における	基づく申請時間の短縮に資 他の時点における書面での申 一(最適化計画に基づく対応 要する時間))÷(最適化計画 の短縮に資する対応が未実 ら書面での申請に要する時 パーセンテージで示す。	37.8%(平成22年度)	時間の短縮率の目標値:30%以上(毎年度)
	無線局電子申請・届出システム(ID・パスワード方式)の有効さ	無線局免許人(とするユーザビリーステムトップペーシ免許申請情報又に送信完了までの損	皆の手続完了率を計測] サンプル抽出対象)を被験者 ティテストの実施により、本シ ブに到達してから、無線局再 よシステム利用者登録情報の 操作の到達率(被験者数と到 測定し、パーセンテージで示	① システム利用者の手続完了率:70% (平成22年度までに実施した ユーザビリティテストでの実績 値)	①システム利用者の手続完了率の目標値:70%以上(毎年度)
①国民 の利便 性向上 に関す		い合わせ率を計測 [(無線局電子申 ワード方式)の利別 (年間))÷(ヘルフ		② 81%(平成22年度 8,164 件/10,050件)	②システム利用者からのヘルプデスク問い合わせ率の 目標値:平成22年度末の実績値を上回らない値(毎年 度)
る指標	無線局電子申請・届出システム(ID・パスワード方式)の利用効率	無線局免許人(- とするユーザビリー ステムトップペーシ	ティテストの実施により、本シ	間:約10~30分 (平成22年度までに実施した ユーザビリティテストでの実績	システム利用による申請所要時間の目標値:20分以内 (毎年度)
	無線局電子申請・届出システムの利用満足度	て電子申請したい 請・届出システム? い者の数)+(無縁 を再び利用して電 数))]を計測し、 ※ それぞれの人 ンプル抽出対象)	情・届出システムを再び利用し 者の数)÷((無線局電子申 を再び利用して電子申請した 泉局電子申請・届出システム 子申請する意向のない者の パーセンテージで示す。 数把握は、無線局免許人(サ を被験者とするユーザビリ 終局再免許申請者に対する よる。	_	満足度の目標値:70% (前提条件:平成25年度末又は電子申請率70%達成時 のいずれか早い時点で測定することとし、目標値は事前 調査等の結果により適宜見直す。)
②行政 運営の 効率化	無線局の登録等に係る処理時間削減率	登録及び無線局の間)ー(自動審査材ムにより電子申請局再登録に要したテムにより電子申	より電子申請された無線局の の再登録に要した事務処理時 機能等の機能拡充後のシステ された無線局登録及び無線 事務処理時間)・「現行シス 請された無線局登録及び無 、た事務処理時間)]を計測 ンで示す。	_	処理時間短縮率の目標値:30% (前提条件:平成25年度末の測定することとし、目標値 は事前計測等の結果により適宜見直す。)
に関す る指標	無線局監理コスト	スト(当該年度にま	ンステムで扱う無線局監理コ らけるシステム運用等の支出 を除く)/当該年度の無線局	48円/局(平成22年度)	目標値:平成22年度末の実績値を上回らない値(毎年 度)
③の性と運効共標ラ用 国利向で営率通オン本等 民便上政の化指ン利等)	電子申請率	について、書面申数とし、電子申請・ 子申請された件数	青手続及び再免許申請手続請を含めた総申請件数を母に出システムを利用して電での割合について、両手続のパーセンテージで示す。	平成22年度末の電子申請率の 実績値(免許申請と再免許申 請の合算値):63.8%	
④その 他の指 標	無線局電子申請・届出システムの年間稼働率		8働時間÷年間のシステム稼 削し、パーセンテージで示す。 ────	システム稼働率(22年度実績 値): 99%以上	システムの年間稼働率の目標値(年間値):99%以上(毎年度)
備考					

基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

重点手続分野名	7 その他
制度·業務·手続群等	無線局

事項	説 明	
①取組の基本 的な考え方等	無線局の免許及び再免許の申請に係るオンライン利用は、「オンライン利用拡大行じ、平成22年度末時点における免許申請及び再免許申請の電子申請率(両手続の5年度70%に向かって順調に推移している。今後、同目標を継承するとともに、更に国民の利便性の向上及び行政運営の効率本計画に示し、計画的に取り組んでいくことを基本とする。また、現行の「電波監理業務・システムの最適化計画(H17.6総務省行政情報化推ビリティ向上計画(H22.12総務省総合通信基盤局電波部策定)」のうち、本計画に位これを見直すこととする。	合算値)は63.8%であり、これまで政府目標値としていた平成2 化に資する措置等について、平成25年度までに取り組む事項を 進委員会決定)」及び「総合無線局監理システムにおけるユーザ
②重点・優先す る取組事項	無線局数が年々増加傾向にある中、今後、ワイヤレスブロードバンドの進展に伴し成された新たな無線ネットワークシステムの需要急増が見込まれる。これにより、多数の無線局開局を求める申請・届出に対して一層容易に、かつ、正自動化を図ることが必要となる。このため、平成25年度の電子申請率70%達成に向けて、個人ユースの無線局に申請・届出システムが一層利用されるよう、システムのユーザビリティ向上を図るととに向けて、手続の簡素化を図ることを重点的かつ優先的に取り組む。	しく申請できる仕組み、及びこれらの審査業務の一層の効率化・ 「係る申請手続については、総合無線局監理システムによる電子
③関連手続群 共通的な取組事 項	なし(関連手続群はない。)	
④その他(番号制度との関係、 震災復興対策との関係等)	本計画の策定及び実施に際して、東日本大震災における被災者、避難者及び被災要性や手続の利便性の向上等に配慮する。	炎地での復興支援を行う者が行う本手続について、特別措置の必

Ⅱ 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

	手続名又は手続群	無線局(無線局免許申請、無線局再免許申請)
事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期	備考
①手続の必要 性の見直し	〇屋内に設置される小規模の携帯電話用基地局の免許の包括化(H23年度)	
②申請に必要な 書類の削減・簡 素化	〇無線局の開局目的の区分の簡素化 申請者の申請業務の簡素化・効率化を図るため、無線局の目的区分の大括り化 を検討し、所要の規定を改正。(H23~H25年度)	
③申請システム の使い勝手の向 上等(ユーザビ リティ向上計画 の「対応方針」を 含む。)	○申請システムの使い勝手の改善 ・必要事項の入力や各種操作へのガイド機能の付加など、ヘルプデスク等へ問い合わせることな(行うことができる機能を導入。(H23~H25年度) ・入力支援機能が利用できる無線局種を拡大。(H23~H25年度) ○ヘルプデスク等利用者サポート機能の充実 インターネットを介して利用者の操作画面の状態を遠隔で確認しながらガイドする遠隔支援機能の北海道総合通信局における試行運用の結果を踏まえ、費用対効果が認められる場合は、順次、全局に拡張。(H24~H25年度) ○申請システムの安定運用・効率化等費用対効果を勘案しながら、長時間停電などの非常時またはシステムの重要拠点の同時被災(計画停電含む)などを想定した耐災害性の強化を図る。(H23~H25年度)	※ 入力支援機能: 無線局免許人が、システムに登録されている自らの無線局情報を、電子申請アプリケーションで読み込むことができるXMLファイル形式でダウンロードする機能。 (平成23年4月現在、基地局及びアマチュア局のみ利用可能)
④オンライン利 用時における本 人確認方法に係 る見直し	○ID・パスワード方式電子申請・届出システムの導入 個人ユースの無線局(アマチュア局)を対象に、既に電子的な手段で保有している 無線従事者資格情報と突合することにより、電子証明書を利用せず、ID・パスワー ド方式による簡便な電子申請・届出システムを平成20年度に導入し、以後、システ ム利用に関する普及啓発を継続的に実施中。(H20年度~) ○電子署名・認証ガイドラインに基づく取組 「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン(H22.8各府 省CIO連絡会議決定)」に基づき、電子申請・届出システムの認証方式に係るリスク 評価を実施し、保証レベルを導出。これにより、現行の認証方式を継続(ID・パス ワード方式電子申請・届出システムを除く。)。(H23年度)	

⑤バックオフィス 業務の見直し	○総合無線局監理システムの自動審査機能を拡張し、無線局登録申請及び無線局再登録に要する事務処理時間の短縮を図る。(H23~H25年度) ○免許状の送料受取人払方式の導入 免許状の送村希望が多いアマチュア局について、電子申請を行う際に、従来の窓口での受取、返信用封筒の送付による受取に加え、送料受取払い方式(返信用封筒の送付は不要)の導入を検討。(H23~25年度)	
⑥経済的インセ ンティブの向上	〇申請手数料の引下げ 本手続に係る手数料については、平成20年度に電波法関係手数料令を改正し、 システムによる自動審査機能の導入に伴う審査時間の短縮を反映して、電子申請 分について約30%引下げを実施し、以後、普及啓発を継続的に実施中。(H20年度 ~)	
⑦広報·普及啓 発	〇広報・普及啓発活動の継続実施 未利用者の掘り起こしに主眼を置き、ホームページにおける広報活動のほか、アマチュア無線家向けのイベントなどの際の電子申請の体験フェアの開催、主な無線局免許人(自治体、電気通信事業者、放送事業者、関連団体等)を対象とした周知説明会の開催等を継続的に実施。(~H25年度)	
⑧その他(震災 対応等を含 む。)	○無線局の免許状の管理・保管の負担軽減 無線局免許状を電子化して交付する等の方策について検討する。(H23~H25年度) ○東日本大震災における被災者や復興支援を行う者等に対する対応 被災者、避難者の救済策として、災害救助法等の適用区域内に住所がある免許 人所属の無線局については、免許の有効期限の延長及び再免許申請期間の延長 を可能とする特別措置を実施(H22年度末)。併せて、電子申請での受付も可能とな るよう、システムの暫定改修を実施。(H23年度) ○震災発生(H23.3.11)直後に被災地や被災者の復興支援を行う者が緊急に無線 局を要すると認めた場合、即日に近い形で無線局の開設を認める措置を実施。	

業務プロセス改革計画の概要

府省名:総務省

手続分野名	その他			手続数	2
主な手続	無線局(無線局免許申請、			主たる利	- 個人及び電気通信事業者等民間団
工体工机				用者	体
 成果指標		成果指標	基準値	1	目標(達成時期等)
- 目標	①国民の利便性向上に関	・電子申請による再免許	37.8%(平成	22 年度)	時間の短縮率の目標値:30%以上
(※様式3に	する指標	申請に要する時間の短縮 			(毎年度)
記載された全		率			
ての指標を記		│・無線局電子申請・届出 │		间用者の手続	①70%(毎年度)
載ください。)		システム(ID・パスワー		0%(平成 22	
		ド方式)のの有効さ	年度までに	に実施したユ	
			ーザビリラ	ティテストで	
			の実績値)		
			②システム和	制用者からの	②平成 22 年度末の実績値を上回
			ヘルプデス	スク問い合わ	らない数値(毎年度)
			世率:81%	(平成 22 年	
			度 8,1644	牛/10,050件)	
		・無線局電子申請・届出	システム利用	者の平均所	システム利用による申請所要時間
		システム(ID・パスワー	要時間:約1	0~30分(平	の目標値:20 分以内(毎年度)
		ド方式)のの利用効率	成 22 年度まっ	でに実施した	
			ユーザビリラ	ティテストで	
			の実績値)		
		・無線局電子申請・届出	_		70%(前提条件:平成 25 年度末又
		システムの利用満足度			は電子申請率 70%達成時のいずれ
					か早い時点で測定することとし、
					目標値は事前調査等の結果により
					適宜見直す。)
	②行政運営の効率化に関	・無線局の登録等に係る	-		処理時間短縮率:30%(前提条件:
	する指標	処理時間削減率			平成 25 年度末に測定することと
					し、目標値は事前計測等の結果に
					より適宜見直す。)
		・無線局監理コスト	48 円/局(平	成 22 年度)	 平成 22 年度末の実績値を上回らな
					い値(毎年度)
	③国民の利便性向上と行		平成 22 年度	 末の電子申請	70%(平成 25 年度末)
	政運営の効率化共通指標	·	率の実績値		
			再免許申請		
			63. 8%	· - 21 15 '	
		無線局電子申請・届出シ		 b率(平成 22	システムの年間稼働率の目標値
		ステムの年間稼働率	ンステム修画 年度実績値)		ンステムの平間稼働年の日標値 (年間値):99%以上(毎年度)
		ヘナムの平间体側や	平及夫粮 他)	. 3370以上	(平)即但/:99%以上(毋平度/

取組の基本的 な考え方等

無線局の免許及び再免許の申請に係るオンライン利用は、「オンライン利用拡大行動計画」の下、可能な限りの措置を講じ、免許申請及び再免許申請の電子申請率は、目標値である平成25年度70%に向かって順調に推移。

今後、同目標を継承するとともに、更に国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資する措置等について、平成2 5年度までに取り組む事項を本計画に示し、計画的に取り組んでいくことを基本とする。

	主な視点	取組事項及び実施時期	今後の課題・ユーザー要望等
①手続の必要 性の見直し	申請等の行為の不要化、関連 する手続との統合、手続を行う 頻度・回数の軽減、許認可等の 有効期間の延長、提出期限の見 直し等	○屋内に設置される小規模の携帯電話用基地局の免許の包括化 (H23 年度)	
②申請に必要 な書類の削 減・簡素化	申請書等の簡素化、添付書類 の提出に係る申請者の負担軽 減、士業者の確認、自己保管等 による添付書類の省略、バック オフィス連携による添付書類 の提出省略、添付書類のオンラ イン提出の拡大等	〇申請者の申請業務の簡素化·効率化を図るため、無線局の 目的区分の大括り化を検討し、所要の規定を改正。(H23 ~H25 年度)	〇申請業務の簡素化・効率化の観点及 び着実な無線局の監理監督の観点から、無線局の目的区分の大括り化に 関して、検討し結論を得る。(規制・ 制度改革に係る方針(平成23年4月 8日閣議決定))
③申請システ ムの使い勝 手の向上等	申請システムの使い勝手の 改善、ヘルプデスク等利用者サポート機能の充実、申請システムの安定運用・効率化等	○入力支援機能の拡大(H23~H25 年度) ○費用対効果を勘案しながら、インターネットを介した遠隔 支援機能について拡張。(H24~H25 年度) ○費用対効果を勘案しながら、耐災害性の強化を図る。(H23 ~H25 年度) 等	○「総合無線局監理システムにおける ユーザビリティ向上計画 (H22.12 総 務省総合通信基盤局電波部策定)」に 基づき、課題分析を行い、ユーザビ リティ向上のための改善を図ってい く。
④オンライン 申請本人に ける方法に確 る見直し等	手続の特性等に応じた認証 方式の再点検、士業者による代 理申請時における申請者の電 子署名の省略等	○アマチュア局を対象に、I D・PW方式による簡便な電子申請・届出システムを平成 20 年度に導入し、以後、普及啓発を継続的に実施。(H20 年度~) ○電子申請・届出システムの認証方式に係るリスク評価を実施し、保証レベルを導出し、現行の認証方式を継続(除くI D・PW方式)。(H23 年度)	
⑤パックオフ ィス業務の 見直し	申請等の受付から応答まで の処理時間の短縮、申請者の希 望する場所での証明書等の受 取や手続の実施等	○自動審査機能を拡張し、無線局登録・再登録に要する事務 処理時間の短縮を図る。(H23~H25 年度) ○免許状の送付希望が多いアマチュア局について、送料受取 払い方式(返信用封筒の送付は不要)の導入を検討。(H23 ~25 年度)	
⑥経済的イン センティブ の向上等	オンライン利用の場合の手数料の軽減等、手数料の納付方法の見直し等	〇本手続に係る手数料については、平成20年度に電子申請分について約30%引下げを実施し、以後、普及啓発を継続的に実施。(H20年度~)	
⑦広報・普及啓 発	利用者の属性、手続の特性等 を踏まえた効果的・重点的な普 及啓発等	〇ホームページにおける広報活動のほか、電子申請の体験フェアの開催、主な無線局免許人向けの周知説明会の開催等を継続的に実施(~H25 年度)	
⑧その他	企業等におけるオンライン 利用の普及拡大等、国等におけ るオンライン利用の拡大、アク セス手段の多様化、申請等に係 る情報提供の充実、東日本大震 災への対応状況等	 ○無線局免許状を電子化して交付する等の方策について検討(H23~H25 年度) (東日本大震災への対応状況) ○免許の有効期限・再免許申請期間の延長を可能とする措置とともに、電子申請も可能となるよう、システム改修を実施。(H22 年度末~H23 年度) ○震災発生直後に復旧・復興支援を行う者が緊急に無線局を要する場合、即日に近い形で無線局の開設を認める措置を実施。(H22 年度末) 	○無線局免許状を電子化して交付する 等、免許状の管理・保管の負担を軽 減するための方策について検討し結 論を得る。(規制・制度改革に係る方 針 (平成23年4月8日閣議決定))
備考			